

令和5年度
認定こども園
認可保育所等
入園案内



大衡村健康福祉課（大衡村福祉センター内）

〒981-3692 大衡村大衡字平林62番地

TEL：022-345-0253

FAX：022-345-6630

2022年9月作成

保育の必要性の認定・要件等

認定こども園や認可保育所を利用するには、利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用時間区分	利用できる施設
1号認定（教育認定）	満3歳以上	なし	教育標準時間	・認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	・認定こども園 ・保育所等
3号認定（保育認定）	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	・認定こども園 ・保育所等

【保育の必要性の認定要件と必要量について】

2号認定または3号認定（保育認定）を受けるには、以下の要件が必要です。

保育の必要な事由		保育の必要量
就 労	家庭外（内）労働：児童の保護者等が仕事をしている場合 ※一時預かりで対応可能な短時間就労は除く ※育休中の方は、職場復帰できること	・就労時間 月120時間以上 ・・・保育標準時間
		・就労時間 月64時間以上120時間未満 ・・・保育短時間
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から産後3か月	保育短時間
疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間
介護・看護	親族の介護・看護にあっている場合	保育標準時間
災害復旧	災害の復旧にあっている場合	保育標準時間
求職活動	児童の保護者が求職活動中の場合 ※起業準備含む	保育短時間（入所期限90日以内）
就 学	児童の保護者が就学している場合 ※職業訓練校における職業訓練を含む	保育短時間
育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用している3歳児以上の児童、または村で保育の継続が必要と認める児童	保育短時間
虐待やDVのおそれがある場合		保育標準時間
その他、上記に類する状態として村が認める場合		保育標準時間・保育短時間

保育の必要量は、世帯の中で必要量の少ない方に合わせて認定します。

- ・保育標準時間：1日あたりの利用時間 最大11時間
- ・保育短時間：1日あたりの利用時間 最大8時間

※上記時間を超えての利用は時間外保育となり、直接、施設に申し込みが必要です。（別途料金）

利用の手続き

【令和5年4月から利用開始の場合】

- 申請書配布場所 健康福祉課
おおひら万葉こども園
ききょう平保育園
万葉にこここ保育園
※在籍中の方は、在籍園から配布
- 受付場所 保育を希望する方 ⇒ 健康福祉課
教育を希望する方 ⇒ おおひら万葉こども園
- 受付期間 令和4年10月3日(月)～10月31日(月)

【年度途中から利用開始の場合】

- 申請書配布・受付場所 保育を希望する方 ⇒ 健康福祉課
教育を希望する方 ⇒ おおひら万葉こども園
- 受付期限 利用開始日の前月10日まで（休日の場合は翌日まで）
例）6月1日から利用したい場合は、5月10日まで受付

申し込みに必要な書類

【保育を希望する方】

- 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書（様式第1号）
- 家庭状況調査書
- 保育の必要な事由がわかる書類（就労証明書等）※次ページ参照
※世帯に65歳未満の方（祖父母・おじ・おば等）がいる場合は、その方の分も必要です。
用紙が不足する場合は、コピーまたは村のホームページからダウンロードしご利用いただくか、健康福祉課でお渡しします。
- 各種手帳の写し（障がい者手帳等）※該当する方のみ

【教育を希望する方】

- 子どものための教育・保育給付認定・変更申請書（様式第1号）
- 家庭状況調査書
- 就労（内定）証明書 ※預かり保育を希望する方のみ
- 各種手帳の写し（障がい者手帳等）※該当する方のみ

※書類は、すべて揃えて（2人以上の申し込みは、お子さんそれぞれ）封筒等に入れて提出してください。

※就労証明書は、勤務先により発行に時間を要する場合がありますので、早めにご準備ください。

※申請書をパソコン等で作成する場合は、村のホームページから様式をダウンロードし印刷して提出してください。

●保育の必要な事由がわかる書類

保育の必要な事由	必要書類	備考
就 労	就労証明書 (農業の方は農業従事証明書) 自営業・農業で事業主・専従の方は確定申告書の控の写し等	月に64時間以上就労していること。
妊娠・出産	母子手帳の写し	認定期間は産前2か月産後3か月です。
疾病・障害	診断書、又は障害者手帳の写し	疾病の場合、認定期間は診断書に記載された療養期間満了までです。
介護・看護	介護(看護)状況申告書	—
求 職 活 動	求職活動申立書	入所期限は90日以内です。認定終了前に、就労証明書を提出してください。
就 学	学校に在籍していることがわかる書類	月に64時間以上就学していること。
育 児 休 業	就労証明書	復職先の証明が必要です。

例：同居している祖父母が65歳未満で就労している場合⇒祖父母の就労証明書
 家族の介護をしている場合⇒介護状況報告書

※申請書等は押印不要です。就労証明書を勤務先へメール等で依頼する場合は、村のホームページから様式をご利用ください。

申し込みから入園までの流れ

申し込み(書類確認)

↓ 申請書類に必要事項を記入し、受付期間中に提出してください。

面接(新規申し込みの方)

↓ 面接日は、第1希望の施設からご案内します。おおひら万葉こども園、万葉にこここ保育園は11月頃、ききょう平保育園は入園決定後の2月頃説明会と合わせて面接を行います。発達の遅れなどが見受けられた場合は、あらためて保健師の面接等を受けていただきます。

保育の必要性の認定・認定証の交付

↓ 新規申し込みの方は、申請書類に基づき保育の必要性を認定し、認定証の交付を行います。継続利用希望の方は、保育の必要性等に変更がないか確認し、認定の変更がある場合は認定証を交付します。※認定証は保育の必要性を認定するもので、入所決定の通知ではありません。

利用調整

↓ 書類審査等によって確認した内容に基づき保育の実施指数をつけ、利用調整会議において指数の高い方から入所を決定します。

結果通知

↓ 利用調整の結果(入所可能な施設、又は利用保留(入所不可))を1月中に文書で通知します。
 ※利用保留(入所不可)の場合は、保留期間中の毎月利用調整の対象となります。

入所説明会

↓ 入所予定施設からご案内します。

入 所 新規入所の方は慣らし保育があります。

クラス年齢について

令和5年4月1日現在の年齢がクラス年齢で、誕生日後も年度末まで同じクラスとなります。

- 【0歳児】 令和4年4月2日生まれ～満6か月児以上のお子さん
- 【1歳児】 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
- 【2歳児】 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
- 【3歳児】 平成31年4月2日～平成29年4月1日生まれ
- 【4歳児】 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ
- 【5歳児】 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ

●満6か月未満のお子さん、未出生のお子さんの申し込みについて

入所希望の月に満6か月以上となるお子さんが利用調整の対象となります。4月入所の場合は、4月中に満6か月以上となるお子さんが対象です。これから生まれる予定のお子さんについては、申請書類は出生前からお渡してできますが、申込受付は出生届後となります。

年度途中の入所希望の場合は、入所を希望される月の前月10日まで申し込みください。

給付認定の変更手続きについて

家庭状況等に変更が生じた場合は、毎月10日（土日祝日の場合はその翌日）に翌月分からの給付認定の変更申請を必ず行ってください。その際、交付している給付認定証はご返却ください。

- ・勤め先や就労時間が変わった場合
- ・求職活動中の方が勤務を始めた場合
- ・仕事を辞めた場合
- ・産休、育休等で仕事を休む場合
- ・教育、保育の利用希望を変更する場合
- ・婚姻等により世帯構成に変更が生じた場合
- ・市町村民税の修正申告等を行った場合

その他注意事項

保育認定を受けている方で次に該当する場合は、保育認定が取り消しとなり施設利用の継続ができなくなります。

該当する方は健康福祉課（☎345-0253）または入所している施設へ必ずご相談願います。

- ・大衡村から転出する場合
- ・保護者等の就労時間が月64時間未満の場合
- ・保護者等の就労状況が不明確な場合
- ・求職期間が90日を経過した場合
- ・産休、育休中で職場復帰をしない（退職する）場合
- ・利用者負担に未納（滞納）がある場合

申し込みの対象となる教育・保育施設



幼保連携型認定こども園 おおひら万葉こども園



設置主体	社会福祉法人 三矢会		
所在地	〒981-3611 大衡村ときわ台 15 番地 ☎022-344-3028 / FAX : 022-344-4028		
定員	185名 (1号認定35名、2・3号認定150名)		
対象児童	1号認定 / 満3歳以上、2・3号認定 / 生後6か月～就学前児童		
開園時間	月～土曜日 7:15～19:15		
利用時間	1号認定 (教育標準時間)	月～金曜日	9:00～14:00
	2・3号認定 (保育標準時間)	月～金曜日	7:15～18:15
		土曜日	7:15～17:30
	2・3号認定 (保育短時間)	月～土曜日	8:30～16:30

○時間外保育

- ・対象児童 2号・3号 (保育) 認定で、通常の利用時間以外の日及び時間に保育を希望する方
- ・利用料 (月額) 1時間2,000円 / 2時間4,000円 / 3時間6,000円

○預かり保育 (1号 (教育) 認定)

- ・対象児童 1号 (教育) 認定で、教育時間終了後や長期休業期間中に保育を希望する方
- ・保育時間 8:30～17:30
- ・利用料 教育時間終了後: 日額700円 / 長期休業期間中: 日額1,200円

※就労のために預かり保育を利用する場合は、保育の必要性により幼児教育・保育無償化の対象となりますので、村に申請してください。



認可保育所 ききょう平保育園



設置主体	株式会社オガワ企画		
所在地	〒981-3606 大衡村桔梗平 1 番地 ☎022-797-8370 / FAX : 022-797-8371		
定員	40名 (0歳児3名、1歳児6名、2歳児6名、3歳児8名、4歳以上児17名)		
対象児童	生後6か月～就学前児童		
開園時間	月～土曜日 7:15～19:15		
利用時間	2・3号認定 (保育標準時間)	月～土曜日	7:15～18:15
	2・3号認定 (保育短時間)	月～土曜日	8:30～16:30

○時間外保育

- ・対象児童 2号・3号 (保育) 認定で、認定された利用時間以外に保育を希望する方
- ・利用料 (月額) 1時間2,000円 / 2時間4,000円 / 3時間6,000円



地域型保育事業 小規模保育事業 万葉にこここ保育園



設置主体	社会福祉法人 三矢会	
所在地	〒981-3602 大衡村大衡字平林62番地（大衡村地域活動支援センター内） ☎080-1810-3396	
定員	12名（0歳児3名、1・2歳児9名）	
対象児童	生後6か月～2歳児	
開園時間	月～金曜日 8：30～16：30	
利用時間	3号認定（保育短時間）	月～金曜日 8：30～16：30
連携施設	おおひら万葉こども園	

○時間外保育はありません。



企業内保育事業 ゆうゆう保育園 みやぎ



設置主体	トヨタ自動車東日本株式会社	
所在地	〒981-3408 大和町松坂平5丁目1-1 （トヨタ自動車東日本株式会社 宮城大和工場内） ☎080-9000-5552	
定員	49名（このうち大衡村の地域枠 若干名）	
対象児童	生後6か月～就学前児童	
開所時間	月～金曜日・祝日	5：30～21：00
利用時間	基本保育	7：00～20：00
	早朝保育	5：30～ 7：00
	延長保育	20：00～21：00
	病児・病後児保育	8：00～17：00

○一時預かり保育（未就園児）

- ・対象児童 生後6か月から就学前の児童で、家庭において保育を受けることが一時的に困難で保育を希望する方
- ・保育時間 7：00～20：00
- ・利用料（日額）3,000円

ゆうゆう保育園について

ゆうゆう保育園みやぎは大和町にある企業内保育園で、定員49名のうち地域枠として大衡村のお子さん若干名の受け入れを行っています。

例年、地域枠の入所審査は従業員枠の入園決定後で村内施設よりも決定が遅くなりますのでご了承ください。

利用者負担額等は、園にお問い合わせください。

利用者負担（保育料）について

【1号認定（教育認定）】・【2号認定（保育認定）】 3～5歳児クラスの方

利用者負担はありません。

【3号認定（保育認定）】 0～2歳児クラスの方

利用者負担料金は、市町村民税の所得割額により決定します。

<利用者負担料金表>

階層区分	定義	利用者負担の月額（単位：円）			
		保育標準時間		保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0		0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		0	
第3階層	12,000円未満 ひとり親世帯等	10,000		7,300	
		(第1子) 2,900 (第2子) 0	(第1子) 2,000 (第2子) 0		
第4階層	12,000円以上 24,000円未満 ひとり親世帯等	15,000		10,900	
		(第1子) 4,400 (第2子) 0	(第1子) 3,100 (第2子) 0		
第5階層	24,000円以上 48,600円未満 ひとり親世帯等	18,000		13,000	
		(第1子) 5,300 (第2子) 0	(第1子) 3,800 (第2子) 0		
第6階層	48,600円以上 57,700円未満 ひとり親世帯等	20,000		14,500	
		(第1子) 5,900 (第2子) 0	(第1子) 4,200 (第2子) 0		
第7階層	57,700円以上 77,101円未満 ひとり親世帯等	23,000		16,700	
		(第1子) 6,900 (第2子) 0	(第1子) 4,900 (第2子) 0		
第8階層	77,101円以上 97,000円未満	27,000		19,600	
第9階層	97,000円以上 133,000円未満	33,000		23,900	
第10階層	133,000円以上 169,000円未満	40,000		29,000	
第11階層	169,000円以上 301,000円未満	51,000		37,000	
第12階層	301,000円以上 397,000円未満	54,000		39,200	
第13階層	397,000円以上	57,000		41,400	

<多子世帯等の利用者負担額の軽減について>

■3号（保育）認定

	第1～2階層	第3～6階層	第7～13階層 ※就学前のお子さんを最年長としてカウントします。
第1子	無 料	軽減なし	軽減なし
第2子		半 額	半 額
第3子以降		無 料	無 料

<利用者負担額の切り替え時期>

4月～8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税の所得割額、9月分以降の利用者負担額は当該年度の市町村民税の所得割額で決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税に基づく利用者負担額					当該年度の市町村民税に基づく利用者負担額						

<利用者負担額の変更について>

年度途中で家族状況等の変化があった場合に、再度利用者負担額の算定を行います。利用者負担額が変更となる場合は、「利用者負担決定通知書」を送付します。なお、婚姻等により家族状況に変更があった場合は、特定された翌月分から変更となります。

変更があった場合は健康福祉課（☎345-0253）にご連絡ください。

幼児教育・保育無償化について

認定区分	対象となる保育料
1号（教育）認定 （満3歳児～5歳児）	○利用者負担額全額 ○預かり保育料 日額450円（日額を超える額は利用者負担） （保育が必要であると認定された方、満3歳児は住民税非課税世帯のみ）
2号（保育）認定 （3歳児～5歳児）	○利用者負担額全額 ※時間外保育料は無償化の対象外です。市町村民税非課税世帯は、時間外保育料を村で負担します。

認定こども園等保護者負担軽減補助について

次の費用は利用者負担となっておりますが、保護者の負担を軽減するために村で負担します。
（村に住所を有する方のみ）

認定区分	補助対象となる費用
1号（教育）認定	通園費、入園料、給食費、教材費
2号（保育）認定	給食費、布団リース代（1/3）
3号（保育）認定	布団リース代（1/3）

広域入所について

保育施設の利用は住民登録がある市町村内の施設（※ゆうゆう保育園みやぎ以外）となりますが、次のような時には他市町村の施設への申し込みができる場合がありますので、健康福祉課又はお住まいの保育担当課にお問い合わせください。

◆村民の方が、勤務先や転出予定先の市町村にある保育施設の利用を希望する場合

- 申請先 大衡村健康福祉課
- 申請書類 大衡村の申請書類をご使用ください。

利用調整については、保育施設の所在地の市町村が行いますので、次のことを各市町村へ確認したうえでお申し込みください。

- ① 申込締切日
- ② 必要書類
- ③ 希望できる施設
- ④ 利用制限等（勤務先が利用希望した市町村であることや今後引越す予定があるなど）
- ⑤ 引越を伴うときの必要書類（不動産売買・賃貸契約書のコピーなど）
- ⑥ その他（各市町村の必要とする書類 例：母子健康手帳のコピーなど）

◆現在村外にお住まいで、大衡村に転入予定の場合

- 申請先 現在住民登録している市町村の保育担当課
- 申請書類 住民登録のある市町村で申請に必要な書類
大衡村に引越すことがわかる書類（不動産売買・賃貸契約書のコピーなど）

転入後は、改めて大衡村へ保育所等利用の申し込みが必要です。切り替えが行われないと入所が取り消しになる場合があります。

◆村民以外の方が村内の保育施設の利用を希望する場合

- 申請先 現在住民登録している市町村の保育担当課
 - 申請書類 住民登録のある市町村で申請に必要な書類
- 申し込み後に、住民登録をしている市町村と村とで協議し、入所を決定します。

広域入所とは

住民登録しているところと違う市町村に勤務されている場合、住民票を外の市町村に置いたままで勤務先の市町村の保育施設等を利用することを広域入所といいます。里帰り出産の際に、里帰り先で保育所等を利用するときも、広域入所の手続きとなります。

利用は、市町村同士が広域入所の取り扱いをしていること、それぞれの市町村の条件を満たしていること、希望施設の空き状況等を市町村同士で協議し決定します。